

# 加古川市公共下水道における公共ます等設置要綱

平成 31 年 3 月 1 日  
上下水道事業管理者決定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市の公共下水道本管に公共ます等を設置する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 公共下水道本管 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 号に規定する公共下水道のうち、道路に布設し流域下水道へ接続する管渠。
- (2) 公共ます等 法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道のうち、私有地若しくは公有地又は道路に設置する維持管理等のためのます及び取付管。
- (3) 公共下水道施設 法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道で、加古川市公共下水道管理者が汚水を排除するために設置する施設。
- (4) 一画地 一つの宅地として区画された一体となっている土地

## (設置要件)

第3条 公共ます等は、原則として私有地に設置することとし、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、建物、土地等の状況、その他特別の事情があると上下水道事業管理者が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 公共ます等の設置期間は、第 11 条による場合を除き、上下水道局の公共下水道施設の存続期間とする。
- (2) 私有地に設置する公共ます等は、個人の管理とする。
- (3) 公共ます等の上部及び周辺には、維持管理等上支障となる建物、工作物、樹木等は設置しないこと。
- (4) 公共ます等の設置工事に伴うコンクリート、タイル、芝生等の復旧については、掘削面積部分のみとする。
- (5) 公共ます等は、公共下水道本管布設工事時に設置する。
- (6) 公共下水道本管布設工事時において、市街化区域における駐車場、空き地等で建物の建築計画があり、かつ本人の希望がある場合は、公

共下水道本管布設工事時に公共ます等を設置することができる。市街化調整区域においては、取出管設置基準(下水道認可区域内)に基づく。

- (7) 建物、土地等の状況により公共ます等の設置が困難な場合は、設置が可能となったときに設置するものとする。
- (8) 下水道計画区域に隣接するその区域外の土地及び建物の権利者が公共ます等の設置を希望する場合は、法第 24 条の許可を受けたうえで、次の要件を満たすものについて、公共ます等を設置することができるものとする。
  - ア 当該土地が公共下水道本管(推進工法により布設したもの及び圧送管を除く)の布設完了又は施工中の道路に隣接していること。
  - イ 公共ます等が開削工法により施工できること。
  - ウ 公共ます等の構造、勾配等が自然流下できるものであること。
  - エ 当該土地より排除される汚水量が公共下水道本管の排水能力を超過しない範囲であること。

- 2 土地の所有者を変更する場合は、変更後の所有者は前項の要件を継承し、上下水道局及び他の公共下水道利用者に支障を与えないこと。

## (設置位置)

第4条 私有地に設置する公共ます等の位置は、公共下水道本管の布設が完了した道路又は、施工中の道路に接する私有地との境界からおおむね 1 メートル以内とする。ただし、その土地内に設置場所がない等やむを得ない事情がある場合は、道路に設置することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定事業場の公共ます等については、特定事業場の敷地に立ち入らず、事業場排水の採水等を行うことができるよう道路に設置するものとする。

## (設置位置の申請及び確認)

第5条 公共ます等の設置をしようとする者(以下「事業者」という。)は、加古川市公共ます等設置申請書(様式第 1 号)を上下水道事業管理者に提出しなければならない。なお、上下水道局が当該申請書を受理したことで設置の許可をしたものとみなす。

- 2 公共ます等を第 3 条第 5 号に定める時期に設置することを故意に拒否しようとする者は、公共ます等設置保留申請書(様式第 2 号)により上下水道事業管理者に申請しなければならない。

- 3 上下水道事業管理者は、前項の申請を受理し決定したときは、公共ます等

設置保留確認通知書(様式第3号)を事業者に交付するものとする。

(設置箇所数)

第6条 公共ます等の設置箇所数は、原則として1画地につき1箇所とする。ただし、敷地等の状況により2箇所以上となる場合は、上下水道事業管理者と当該事業者と協議し、承諾を得なければならない。

(設置費用)

第7条 公共污水ます等の設置費用は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 1画地につき1箇所については、上下水道局がその費用を負担する。
- (2) 前条において設置箇所が複数個所のときは、2箇所目からは当該申請者がその費用を負担する。
- (3) 前号の規定にかかわらず上下水道事業管理者が特別と認める場合は、その費用負担について当該事業者との協議のうえ決定するものとする。
- (4) 公共ます等の設置後、新築等の理由で建物の戸数が増えたことにより、それと同数の公共ます等の増設をする場合は、原因者がその費用を負担する。
- (5) 公共下水道本管布設工事後、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による開発行為の許可を受けた土地利用において、公共ます等を設置する場合は当該開発行為をしようとする者がその費用を負担する。
- (6) 公共下水道本管布設工事後、公共下水道本管に接する土地に公共ます等を設置する場合、第5条に基づく届出が受理されたときは、上下水道局がその費用を負担することができる。ただし、次の要件をすべて満たすものであること。
  - ア その土地の境界が確定されており公共ます等が設置されていないこと。
  - イ 土地所有者と新築する者が同一であること。ただし、転売等営利を目的とするものは対象としない。
  - ウ 下水道区域で下水道の供用はされていること。
  - エ 受益者負担金が納付されていること。または、納付を承諾していること。
- (7) 第3条第1項第7号に該当する者が、公共ます等を設置することが可能となったときは、公共ます等の設置に関する費用は、上下水道局が負担する。
- (8) 第5条第2項の規定により申請した者が、後日、公共ます等を設置する

ときは、上下水道局と協議のうえ、加古川市公共ます等設置申請書(様式第1号)を上下水道事業管理者に提出しなければならない。

(共同利用)

第8条 公共ます等は、2戸以上であっても1箇所を共同利用できるものとする。ただし、双方が維持管理について承諾していること。

(施設の帰属)

第9条 第7条の規定により、事業者の負担により設置した公共ます等については、上下水道局に帰属するものとする。ただし、機能及び耐久性が上下水道局が設置する公共ます等と同等でないときは、手直し等を行ったのち帰属するものとする。

(維持管理)

第10条 第7条の規定により、私有地に設置した公共ます等の維持管理は、土地の所有者が行うものとする。

(移設又は撤去)

第11条 公共ます等を移設又は撤去(以下「移設等」という。)する場合は、公共ます等移設・撤去申請書(様式第4号)により上下水道事業管理者に協議しなければならない。

2 前項の規定による公共ます等の移設等にかかる費用は、当該移設等が原因者の負担するものとする。

(工事完了後の新設)

第12条 上下水道局が行う公共下水道本管工事完了後、汚水を排除する建物を新築する場合の取扱いについては、第3条第1項第1号から第4号まで及び第8号、第2項の要件を満たすものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。